

独立行政法人日本学生支援機構

平成16年規程第5号

最近改正 令和7年規程第23号

職員退職手当規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

職員退職手当規程

(総則)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の常勤の職員（以下「職員」という。）に対する退職手当は、次の各号の退職金及び弔慰金とし、その支給については、この規程の定めるところによる。

- (1) 退職金は、職員が退職し又は死亡したときに本人又は遺族に支給する。
- (2) 弔慰金は、職員が死亡したときに遺族に支給する。

(退職手当の支給制限)

第2条 職員が在職6月未満で退職又は死亡した場合は、退職金を支給しない。

2 職員が次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員（当該職員が死亡したときは、当該職員に係る退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該職員の職務及び責任、当該職員が行った非違の内容及び程度、当該非違が職務に対する国民の信頼に及ぼす影響等を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられたことにより退職した者
- (2) 懲戒による解職処分を受けて退職した者

3 退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員（第1号に該当する場合において、当該職員が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、前項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該職員が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 理事長が、当該職員について、当該退職後に在職期間中に懲戒による解職処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒による解職処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたと認めたとき。

- 4 死亡による退職をした職員の遺族（退職をした職員（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第2項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 5 理事長は、第3項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 6 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。なお、この場合において「行政庁」は「機構」と読み替えるものとする。
- 7 理事長は、第2項から第4項までの規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に対して通知しなければならない。
- 8 第7条第1項から第3項の規定による退職手当の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）に係る退職手当に関し第3項又は第4項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（在職期間が11年未満の職員の退職金の額）

第3条 在職期間が11年未満の職員の退職金の額は、その者が退職し又は死亡した日（以下「退職日」という。）における俸給の月額に、在職1年につき100分の100を乗じて得た額の合算額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

（在職期間が11年以上25年未満の職員の退職金の額）

第3条の2 在職期間が11年以上25年未満の職員の退職金の額は、退職日における俸給の月額に、その者の在職期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合算額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

- (1) 在職11年未満の期間については、在職1年につき100分の125
- (2) 在職11年以上16年未満の期間については、在職1年につき100分の137.5
- (3) 在職16年以上25年未満の期間については、在職1年につき100分の200

（在職期間が25年以上の職員の退職金の額）

第3条の3 在職期間が25年以上の職員の退職金の額は、退職日における俸給の月額に、その者の在職期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合算額に100分の83.7を乗じて得た額とする。ただし、各号の合算額が俸給の月額の100分の5,700を超えるときは、俸給の月額の100分の5,700に100分の83.7を乗じて得た額とする。

- (1) 在職11年未満の期間については、在職1年につき100分の150
- (2) 在職11年以上26年未満の期間については、在職1年につき100分の165
- (3) 在職26年以上35年未満の期間については、在職1年につき100分の180
- (4) 在職35年以上の期間については、在職1年につき100分の105

(在職期間に1年未満の月数がある場合の取り扱い)

第3条の4 前3条の在職期間に1年未満の月数(以下「端月数」という。)があるときは、その端月数については当該各条に定める区分に従い当該各条に定める割合により月割して計算する。

(退職金の増額)

第4条 職員が次の各号の一に該当する場合は、第3条から前条までの規定により計算して得た額に、その者の退職日における俸給の月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- (1) 傷病によりその職に堪えず退職したとき。
- (2) 在職中死亡したとき。
- (3) 定員の減少若しくは組織の改廃により退職したとき。
- (4) 勤続10年以上であって定年により退職したとき。
- (5) 勤続15年以上であって退職した場合において、職務上特に功労があったと理事長が認めたとき。
- (6) 前各号の規定に準ずる特別の事由により退職した場合において、特に増額の必要があると理事長が認めたとき。

(退職金の減額)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、第3条から第3条の4までの規定により計算して得た額から、当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良のための退職
- (2) 第2条第2項第1号又は第2号に規定する事由に準ずる事由による退職
- (3) 自己の都合による退職

2 前項の規定により減額する場合において、その減ずる額が第3条から第3条の4までの規定により計算して得た額に100分の50の割合を乗じて得た額を超えるときは、その減ずる額は第3条から第3条の4までの規定により計算して得た額に100分の50の割合を乗じて得た額とする。

(減額の特例)

第6条 職員が文教関係団体企業年金基金(移行前の文教関係団体厚生年金基金を含む。)(以下「企業年金基金」という。)の加入者である期間(以下「加入者期間」という。)15年以上で退職し、又は死亡した場合においては、第3条から第3条の4までの規定により計算して得た額から、加入者期間を在職期間とみなして第3条から第3条の4までの規定により計算して得た額(以下「対象額」という。)に次の各号に掲げる加入者期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額の算出において、その基礎となる俸給の月額が退職日における企業年金基金の標準給与の最高限度額(以下「最高限度額」という。)を超えるときは、その最高限度額をもって俸給の月額とする。この場合において、退職し、又は死亡した月の前月(退職日が月の末日である場合は当月。以下同じ。)以前1年以内に最高限度額の改正があったときは、退職し、又は死亡した月の前月以前1年間

の各月における最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって退職日における最高限度額とする。

- (1) 加入者期間が15年の場合 100分の1.5
 - (2) 加入者期間が15年を超え30年までの場合 100分の1.5に15年を超える加入者期間1年につき100分の0.1を加えた割合
 - (3) 加入者期間が30年を超える場合 100分の3
- 2 企業年金基金の加入者であったことにより、既に退職金の減額を受けた者に再び退職金を支給する場合は、前項の規定にかかわらず、第3条から第3条の4までの規定により計算して得た額から、同項の規定により減額すべき額と次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額との差額を減額する。
- (1) 再び退職金を支給する場合の退職金の額の算出の基礎となる俸給の月額（この場合において、前項ただし書を準用する。）及び以前の減額に係る加入者期間を用いて算出する対象額
 - (2) 以前の減額に係る加入者期間の区分に対応する前項各号に定める割合
- 3 加入者期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 この条の規定により減額すべき額は、第3条から第3条の4までの規定により計算して得た額を限度とする。

（退職手当の支払差止め）

第7条 退職をした職員が、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員に対し、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - (2) 退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、当該職員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員に対し、当該退職手当の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が逮捕されたとき又は理事長が当該職員から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき当該職員に犯罪があると思料するに至ったときであって、当該職員に対し退職手当を支払うことが職務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 理事長が、当該職員について、在職期間中に懲戒による解職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした職員の遺族（退職をした職員（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該

退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に
対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号に該当する
ときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の支払を差し止める処分を行う
ことができる。

4 前3項の規定による退職手当の支払差止処分を受けた者は、当該支払差止処分
後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った理事長は、次の各号の一
に該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければなら
ない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者
がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその
他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、
この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起
訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起
訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処
せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処
分があった場合であって、第2条第3項の規定による処分を受けることなく、
当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経
過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑
事事件に関し起訴をされることなく、かつ、第2条第3項の規定による処分を
受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った理事長は、当該支払差止処分を受けた
者が第2条第4項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日
から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければなら
ない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った理事長が、当該支払差止処分後に判
明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の支払を差し止める必要がなく
なったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第2条第7項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職をした者の退職手当の返納)

第8条 退職をした職員に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、次
の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員に対し、第2条第2項に規定す
る事情のほか、当該職員の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の
返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該職員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられ
たとき。

(2) 理事長が、当該職員について、在職期間中に懲戒による解職処分を受けるべき

行為をしたと認めたとき。

- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 第2条第5項及び第7項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。
- 4 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第2条第5項の規定による意見の聴取について準用する。なお、この場合において「行政庁」は「機構」と読み替えるものとする。

（遺族の退職手当の返納）

第8条の2 死亡による退職をした職員の遺族（退職をした職員（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第2条第2項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第2条第5項及び第7項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第2条第5項の規定による意見の聴取について準用する。なお、この場合において「行政庁」は「機構」と読み替えるものとする。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第8条の3 退職をした職員（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職手当の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第8条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該職員が在職期間中に懲戒による解職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該職員が在職期間中に懲戒による解職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第8条第4項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項による通知を受けた場合において、第8条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項及び第4項に規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員が在職期間中に懲戒による解職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる

処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第7条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第8条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該在職期間中に懲戒による解職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
 - 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第8条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
 - 5 前3項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第2条第2項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況等を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
 - 6 第2条第5項及び第7項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。
 - 7 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第2条第5項の規定による意見の聴取について準用する。なお、この場合において「行政庁」は「機構」と読み替えるものとする。
（委員会における審議）
- 第8条の4 理事長は、第2条第3項第2号若しくは同条第4項、第8条第1項、第8条の2第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、別に定める委員会の議を経なければならない。
- 2 委員会は、第2条第4項、第8条の2第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 3 委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査を行うことができる。

- 4 委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(在職期間の計算)

第9条 退職金の算定の基礎となる在職期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員として採用された日の属する月から退職日の属する月までの年月数による。ただし、当該期間のうち職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第14号。以下「就業規則」という。）第31条第1項各号の規定による休職（職務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病による休職を除く。）若しくは就業規則第40条第2号の規定による停職又は職員の育児休業等に関する細則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年細則第2号）第9条の規定による育児休業の期間があるときは、その月数の2分の1に相当する期間（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

第10条 次の各号に掲げる機関（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- (1) 国
- (2) 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）
- (3) 地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）
- (4) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等
- (5) その他理事長がその都度定める機関

- 2 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて前項各号の職員となるため退職をし、かつ、引き続き前項各号の職員として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 3 第1項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は職員が前項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職金は支給しない。

- 4 就業規則第31条第1項第3号に規定する出向による休職期間は、前条第2項の規

定にかかわらず、職員としての引き続いた在職期間に算入するものとする。

- 5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(弔慰金の額)

第11条 弔慰金の額は、職員が死亡した日における俸給の月額に100分の400の割合を乗じて得た額とする。

(退職手当の支給)

第12条 退職手当は、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

- 2 退職手当は、特別の事由がある場合を除き支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第13条 第1条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しないもの
- 2 退職手当を受ける順位は前項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

第14条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族とはしない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数処理)

第15条 この規程によって算出された退職手当の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(補則)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 機構の成立の日の前日において日本育英会、財団法人国際学友会、財団法人内外学生センター、財団法人関西国際学友会又は財団法人日本国際教育協会（以下「旧法人」という。）の職員であった者から機構の成立の日に引き続き機構の職員となった者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、旧法人の職員としての在

職期間（旧法人の規程により引き続いたとみなされる期間を含む）を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第2号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第29号）

この規程は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。ただし、第10条第2項及び第3項の規定は、平成20年3月31日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第19号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第19号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年10月8日から施行し、改正後の職員退職手当規程の規定は、平成25年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の職員退職手当規程第3条から第3条の3までの規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第6号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第4号）
この規程は、平成30年1月4日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第14号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年規程第23号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年7月8日より施行し、令和7年6月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの規程の施行前にした行為について禁錮以上の刑(死刑を除く。)に処された者は、この規程による改正後の第2条第2項第1号、同条第3項第1号、第7条第1項第1号、同条第5項第2号、第8条第1項第1号及び第8条の3第4項の規定の適用については、拘禁刑に処された者とみなす。